

○ 生徒心得

本校生徒は学校の教育目標をよく体得し、各自の人格形成を目指しつつ、校風の刷新とその育成を図るため、次に掲げる心得を良く守り楽しい平和な学校を築くよう努力すること。

1 服装・容儀

- (1) 服装・容儀は常に質素端正にして本校生徒としての品位を保持するように心がけねばならない。
- (2) 制服は本校指定のものとする。

(夏)

- ・サマースラックス・・・グレーの三色千鳥 ワンタック入り
- ・サマースカート・・・タータンチェック 24枚車ひだ
※【スカートの長さ】膝をついた時にスカート裾が床につくこと
- ・開襟半袖シャツ・・・左上腕マーク入り
- ・開襟半袖オーバーブラウス・・・左胸マーク入り
- ・学校指定半袖ポロシャツ（準制服）・・・紺色、左胸マーク入り（第2、3ボタンをとめる）

(冬)

- ・ブレザー・・・紺色シングル 2つボタン 胸ポケットエンブレム付 センターベンツ入り
- ・スラックス・・・グレーの三色千鳥 ワンタック入り
- ・スカート・・・タータンチェック 24枚車ひだ
※【スカートの長さ】膝をついた時にスカート裾が床につくこと
- ・長袖カッターシャツ・・・左上腕マーク入り(KIKAI HIGH SCHOOL)
※第1ボタンをとめる
- ・ネクタイ・・・ゴム止め式
- ・リボン・・・紺色 ゴム止め式
※ 冬季、特に寒いときはブレザーの中に市販のベスト・セーター・カーディガンを着用しても良い。ただし、黒・紺・グレー・白の単色で(ライン不可)でVネックのみとする。
体のサイズにあったものでブレザーからはみ出てはいけない。

- (3) 夏服・冬服の着用期間および中間服の移行期間については学校で定める。
- (4) 校内において、防寒着の着用は禁止する。
- (5) 病気その他の特別な場合は異装届けを提出し学級担任の許可を受ける。
- (6) 自転車・単車通学生は、体調に応じて華美でない防寒着を着用してよい。
- (7) ベルト

穴が一行で金具のついていないものとする。黒又は黒に近い茶、紺としバックルが大きいものは不可

(8) 靴

革靴……………黒・茶の紐靴またはローファーとする。
運動靴……………白を基調としローカットとする。

(9) 靴下

白、黒、紺とする。(ワンポイント可、柄物は不可)
ただし、女子は冬服着用時の黒タイツのみ着用を認める。

(10) 肌着

- ※健康・衛生のことを考え、常に着用すること。
- ※単色で目立たない色を着用する。柄物、絵や文字の入ったものは禁止する。
- ※シャツからはみ出るようなハイネックも禁止する。

(11) 装飾品

- ピアス、ネックレス、指輪、化粧等は禁止する。

(12) 頭髪

- 高校生らしく、質素端正に常に面接試験を意識して
- ・前髪……………眉が隠れない。(正常な整髪状態で)
- ・横 ……………耳にかからない。
- ・後髪……………襟にかからない。肩にかかる長さの場合は束ねること。
- ※ヘアピン・ヘアゴム等は黒・紺・茶系とする。
- ・不自然な髪型にしない。
- ・整髪料を使用してはならない。
- ・染髪、パーマ、カール、エクステンションは禁止する。

(13) 眉

- 整える程度であれば認める。ただし、形や長さを極端に変えない。脱色等は禁止する。

(14) 学校指定ポロシャツ

- ・既存の夏服(カッターシャツ・ブラウス)の着用を基本とし、学校生活に応じて使い分ける。
- ・学校指定のポロシャツに限り、学校生活での着用を認める。
- ・始業式や終業式、式典等、指定のあった行事等では着用不可とする。
- ・スラックス・スカートの外に出す形で着用してよい。ただし、インナーがはみ出さないように着用する。
- ・第2、3ボタンをしっかりと留める。

2 集会その他の届け出

- (1) 校内・校外における生徒間の集会・印刷物の配布・掲示・広告等をする時には、学級担任、または係の教師を通して校長の許可を受ける。
- (2) 下校時刻は下記の通りとし、特別に居残る場合は学級担任、もしくは関係顧問教師の申し出により職員会議の承認を得る。
4月～9月……………18：30
10・2・3月……………18：00
11・12・1月……………17：30
- (3) 登校後の外出は学級担任に申し出、許可を得て行う。
- (4) アルバイトをする時は、学級担任及び係の教師に届け出、校長の許可を受ける。
- (5) 旅行をするときには、学級担任に届け出る。
- (6) 欠席・遅刻をする者は、学級担任に届け出る。
- (7) 欠課・早退をする者は、教科担任の許可を受け、学級担任に届け出る。

- (8) 忌引をする者は、学級担任を通して校長に届け出ること。忌引の期間は下記の通りとする。

父母 7日以内 祖父母 3日以内 兄弟姉妹 3日以内 伯叔父母 1日

※諸届(集会許可願、旅行届)は原則として、3日前までに手続きを終える。

3 所持品について

- (1) 多額の金銭や貴重品は所持して登校しない。
- (2) 所持品を紛失した時、または紛失物を拾った時は、直ちに係の教師に届け出る。
- (3) 学習の妨げとなるようなマンガ・雑誌・トランプ・ゲーム機等は持参しない。
- (4) 携帯電話の持ち込みについては、届け出制とする。ただし、原則として校内での使用を禁止する。迎えの連絡に限り、武道館前での使用を認める。(迎えの待機場所は、武道館前)
※ 「携帯電話（スマートフォン）の校内持込について」に記載

4 校外における心得

- (1) 常に本校生としての自覚を持ち行動すること。
- (2) 外出の場合は、家人に行き先・帰宅時間を前もって告げておく。
- (3) 夜間(20時以降)の外出は特別の場合を除いて禁止する。特別の場合とは保護者同伴であること。
- (4) 飲酒・喫煙、その他の生徒としてのあるまじき行為はすべて禁止する。
- (5) 生徒として好ましくない場所(酒場・パチンコ店等)への出入りを禁ずる。
- (6) 登下校の際は、交通ルールを良く守り、迷惑となる行為をしてはならない。

5 生徒による政治活動等について

- (1) 校内において選挙運動や政治的活動を行うことは、政治的中立性を確保するために、これを禁止する。
- (2) 放課後や休日等に学校外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、制限又は、禁止する。
- (3) 選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となる。
- (4) 放課後や休日等に学校外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うこと。

6 アルバイトについて

アルバイトを希望する場合、学校に申請をし、許可をもらう。申請書は一般許可用・短期許可用・特別期間用の3種類あり、状況に応じて申請を行う。1年生のアルバイトは夏休み以降に許可をす。定期考査1週間前から考査終了までの期間と高校入試に伴う自宅学習期間はアルバイトを原則禁止とする。

※ 一般→ 1年程度に渡る契約の場合

短期→ 長期休業限定で契約する場合

特別→ 3年生の自宅学習期間、その他特別な事情がある場合